

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。



電話

住友生命のお問合せ窓口

0120-506081

受付時間

月～金曜日：午前9時～午後6時（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）
土曜日：午前9時～午後5時

- お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人さまがお電話ください。



郵送

「ご契約内容のお知らせ」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。



ホームページ

住友生命

検索

<http://www.sumitomolife.co.jp>

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）やご契約内容の照会ができる「スマセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照 詳細はP13～15をご覧ください。

ご利用時間

月～土曜日：午前8時～午後11時45分（祝日・12/31～1/3を除く）
日曜日：午前8時～午後8時

- 満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。
- 満20歳未満の契約者は親権者の同意が必要となります。

ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり一定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435(大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話(03)5550-1100(大代表)
(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

©代業-18-0348(2019.5) 641A0L0E19

住友生命

2019年5月版

外貨でふやして「のこす」「つかう」を バランスよく準備したいお客さまへ

ふるは～と
ロード global
グローバル

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）

大切なご家族・将来のご自身へ
様々な想いをお届けいただける
指定通貨建一時払終身保険です。

職業のみの告知で
40歳～90歳
の方がお申し込みいただける
指定通貨建
一時払終身保険
です。



商品紹介動画で簡単に
短時間で商品のポイントを
ご理解いただけます！

コチラへ



この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

大切なご家族・将来のご自身へ

様々な想いをお届けいただける**指定通貨建一時払終身保険**です。

(米ドルまたは豪ドル)

※ご契約時に指定いただいた通貨は、ご契約後変更できません。

大切なご家族へ向けて

ふやして
のこせます



死亡保険金を指定通貨建で、大きくふやしてのこせます

ご契約当初5年間(または10年間)^(※1)の死亡保険金額を抑えることで、5年(または10年)^(※1)経過以後の死亡保険金額を**指定通貨建で大きくしています。**



●為替レートの変動により、死亡保険金を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や死亡保険金をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

さらに はじめて外貨建生命保険をご検討される方も安心

初期死亡時円換算支払額
最低保証特約を付加して
いただくことにより、**ご契約当初一定期間の死亡保険金額を円貨で最低保証します**

契約年齢
40歳〜**80**歳の方

ご契約当初5年間(または10年間)^(※2)の(災害)死亡保険金の支払額として**基準金額(用語)**を最低保証します。
為替レートが変動し、ご契約時よりも円高となっても安心してのこせます。



●契約日から5年(または10年)経過以後の死亡保険金のお支払いについて、基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。
●本特約を付加した場合、付加しない場合よりも、基本保険金額、解約返戻金額等は小さくなります。

将来のご自身へ向けて

ふやして
つかえます



解約返戻金をご自身でつかうことができます

将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただき、ご自身でつかうことができます。
契約日から15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建で確定します。



●一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、ご契約当初15年間の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、保険料積立金額から増減します。そのため、損失が生じるおそれがあります。
●為替レートの変動により、解約返戻金を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や解約返戻金をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

さらに はじめて外貨建生命保険をご検討される方も安心

解約返戻金の円換算額が確認いただけ、
また、インターネット・電話による
即日解約ができる
等の便利なサービス
「**スミセイダイレクトサービス**」を
ご利用いただけます。

参照 詳細は、P13~15をご覧ください。

(用語) 基準金額 払込通貨に応じて次の金額をいいます。払込通貨が円貨の場合:円貨払込額。払込通貨が円貨以外の場合:一時払保険料に住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を乗じた金額。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。

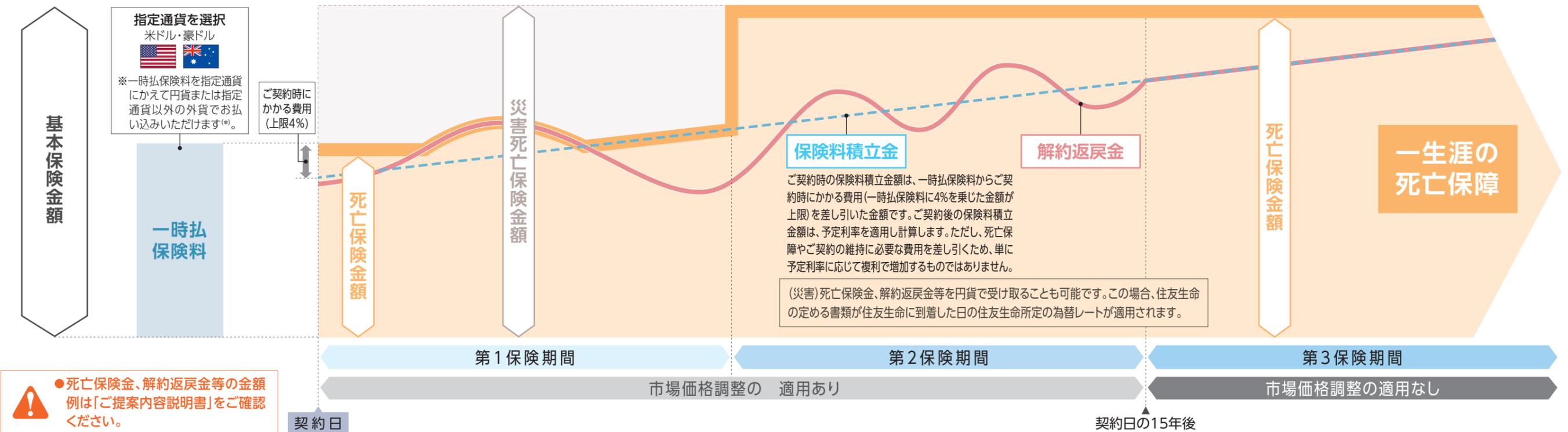
(※1) 契約年齢40歳~49歳:10年間、契約年齢50歳~90歳:5年間 (※2) 契約年齢40歳~49歳:10年間、契約年齢50歳~80歳:5年間

ふるはーとJロードグローバルの「しくみ」と「特徴」

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合 [契約年齢 40歳～90歳]

ご契約時	第1保険期間 ご契約当初5年間(契約年齢50歳～90歳の方) または10年間(契約年齢40歳～49歳の方)	第2保険期間 契約日から15年間のうち、 第1保険期間満了日の翌日以後の期間	第3保険期間 第2保険期間満了日の翌日以後終身
<p>職業のみの告知で 40歳～90歳の方が申込可能</p> <p>基本保険金額は、ご契約時に指定の米ドル建または豪ドル建で確定します</p>	<p>(災害)死亡保険金 一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のうち最も大きい金額</p> <p>災害死亡保険金 基本保険金額、解約返戻金相当額のうちいずれか大きい金額</p>	<p>死亡保険金 基本保険金額、解約返戻金相当額のうちいずれか大きい金額</p>	<p>死亡保険金 基本保険金額と同額</p>
<p>ご契約時に指定いただいた通貨は、ご契約後変更できません。</p>	<p>解約返戻金 市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。</p> <p><small>【詳細】市場価格調整の詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の契約概要「8 解約返戻金について」をご確認ください。</small></p>	<p>解約返戻金 市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。</p>	<p>解約返戻金 市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。</p>

しくみ図(イメージ)



(*)保険料円貨払込特約または保険料指定外通貨払込特約を付加した場合、円貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)により払い込まれた金額を、住友生命一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。募集代理店によってはこれらの特約を取り扱わないことがあります。複数通貨でのお払込みはできません。

ご契約時に適用する予定利率について

- 予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。
- お申込み月の15日または月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率は、お申込み時の予定利率と変わることがあります(契約締結後は、ご契約時に適用された予定利率から変わりません)。

適用される予定利率が変わる場合、基本保険金額・解約返戻金額等も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、ご契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するがあり、損失が生じるおそれがあります。

為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や死亡保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

この保険は高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。

ふるはーとJロードグローバルの「ポイント」

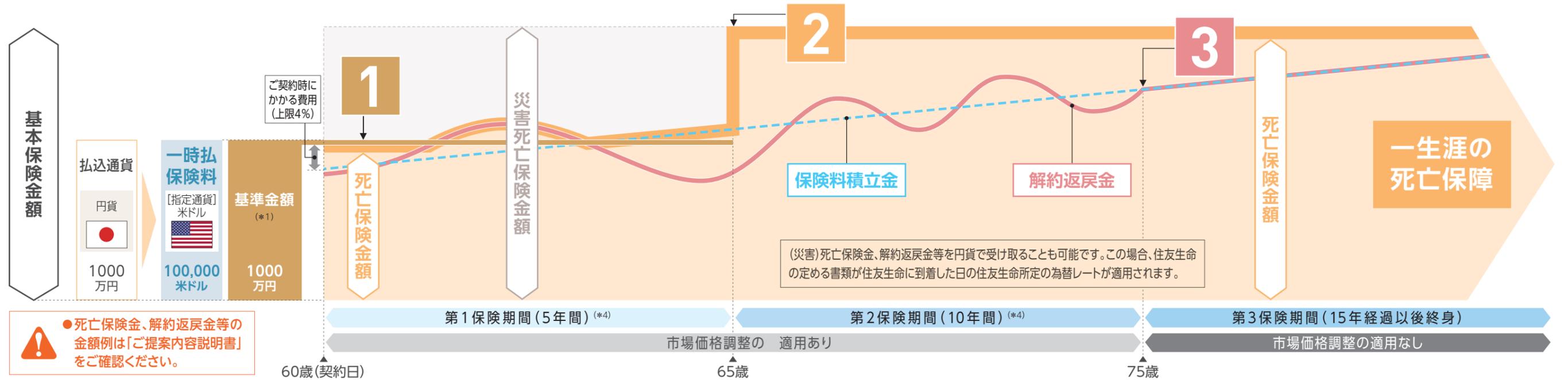
初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合 [契約年齢 40歳～80歳]

しくみ図(イメージ)

⚠️ 予定利率3.0%、一時払保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)100円のご契約例を記載しておりますが、ご契約には契約日時時点の予定利率が適用され、一時払保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)は住友生命が保険料を受け取った日の為替レートが適用されますので、記載のご契約例とは異なることがあります。ご契約に適用される予定利率、死亡保険金・解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。

ご契約例	契約年齢	性別	払込通貨	払込金額(基準金額(*1))	指定通貨	一時払保険料	予定利率(*3)
	60歳	女性	円貨	1000万円	米ドル	100,000米ドル(*2)	3.0%

※ご契約例では1米ドル未満を切り捨てて記載しています。 ※保険料円貨払込特約を付加した場合
 (*1) (災害)死亡保険金の支払額として最低保証する金額
 (*2) 保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を100円としています。
 (*3) 予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。



⚠️ 死亡保険金、解約返戻金等の金額例は「ご提案内容説明書」をご確認ください。

上記ご契約例のポイント	1	2	3
	初期死亡時円換算支払額最低保証特約によって 円貨で最低保証する金額 1000万円 (*1)	契約日から5年(*4)経過以後の死亡保険金額 183,600米ドル (*5)	契約日から15年経過時点の解約返戻金額 129,291米ドル (*6)

ご契約当初一定期間の死亡保険金額を円貨で最低保証します

ご契約当初5年間(*4)の(災害)死亡保険金の支払額として**基準金額を最低保証します**。為替レートが変動し、ご契約時よりも**円高**となっても**安心してのこせます**。

⚠️

- 契約日から5年(または10年)経過以後の死亡保険金のお支払いについて、基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金については契約当初より最低保証はありません。
- 本特約を付加した場合、付加しない場合よりも、基本保険金額、解約返戻金額等は小さくなります。
- 金利情勢や被保険者の年齢によっては本特約をお取り扱いできない場合があります。
- 本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。

死亡保険金を指定通貨建で、大きくふやしてのこせます

ご契約当初5年間(*4)の死亡保険金額を抑えることで、5年(*4)経過以後の死亡保険金額を**指定通貨建で大きくしています**。

⚠️

- 為替レートの変動により、死亡保険金を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や死亡保険金をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金をご自身でつかうことができます

将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただき、**ご自身でつかうことができます**。**契約日から15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建で確定します**。

⚠️

- 一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、ご契約当初15年間の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。そのため、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替レートの変動により、解約返戻金を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や解約返戻金をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

(*4) 契約年齢49歳以下の場合、第1保険期間は10年間、第2保険期間は5年間となります。
 (*5) 第2保険期間の死亡保険金額は、基本保険金額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となりますので、183,600米ドルを上回る場合があります。
 (*6) 契約応当日に解約した場合です。

解約返戻金をご自身でつかうことができます <解約返戻金額と市場価格調整について>

解約返戻金の推移イメージ

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合

ご契約例	契約年齢	性別	払込通貨	払込金額(基準金額 ^{(*)1})	指定通貨	一時払保険料	予定利率 ^{(*)3}	契約時の市場価格調整用利率 ^{(*)4}
	60歳	女性	円貨	1000万円	米ドル	100,000米ドル ^{(*)2}	3.0%	3.0%

※ご契約例では1米ドル未満を切り捨てて記載しています。 ※保険料円貨払込特約を付加した場合

(*)1 (災害)死亡保険金の支払額として最低保証する金額

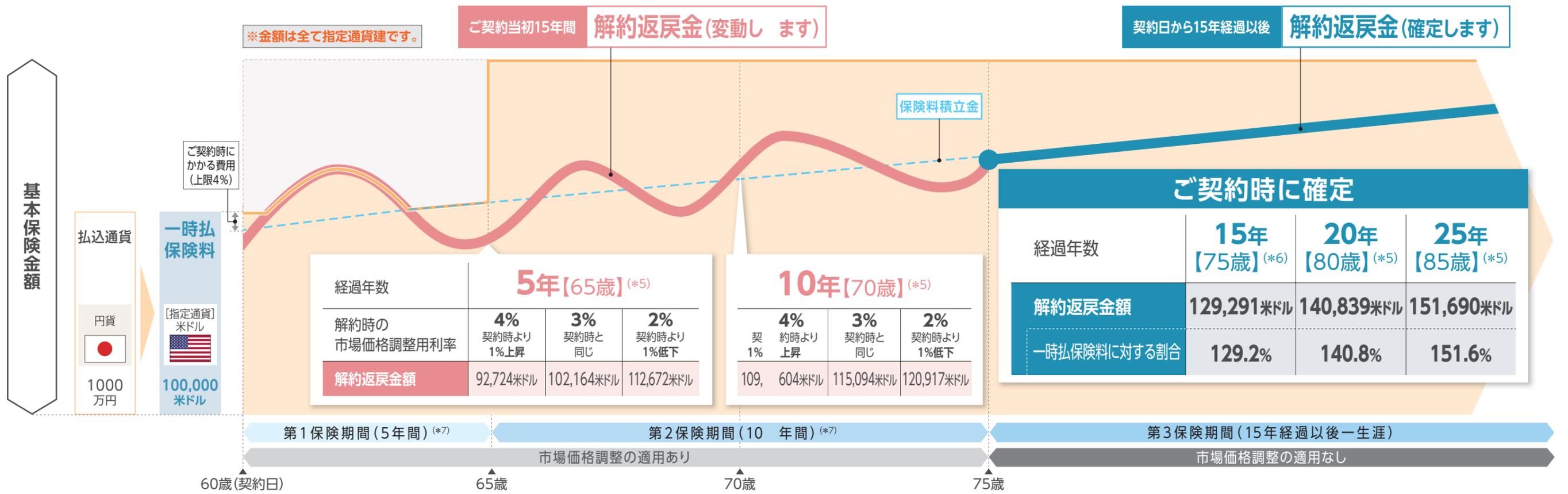
(*)2 保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を100円としています。

(*)3 予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。

(*)4 解約返戻金額を計算する際の市場価格調整に使用する利率です。指定通貨の市場金利をもとに住友生命が定める利率で、予定利率とは異なります。

● 予定利率3.0%、契約時の市場価格調整用利率3.0%、一時払保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)100円のご契約例を記載しておりますが、ご契約には契約日時点の予定利率、市場価格調整用利率が適用され、一時払保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)は住友生命が保険料を受け取った日の為替レートが適用されますので、記載のご契約例とは異なることがあります。ご契約に適用される予定利率、市場価格調整用利率および死亡保険金・解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。

- 第1保険期間・第2保険期間(ご契約当初15年間)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。
- 第3保険期間(契約日から15年経過以後)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。



ご契約当初15年間 解約返戻金額は、市場価格調整の適用により保険料積立金額から増減します。

契約日から15年経過以後 解約返戻金額は、ご契約時に指定通貨建で確定します。

市場価格調整とは

各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると債券の価格は下落するため解約返戻金額は減少し、市場金利が低くなると債券の価格は上昇するため解約返戻金額は増加します。そのため、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。

金利と債券の相関イメージ

債券価格 ↑ 市場金利 ↓

市場金利 ↑ 債券価格 ↓

市場金利が高くなれば、債券価格は下落します。

市場金利 ↓ 債券価格 ↑

市場金利が低くなれば、債券価格は上昇します。

15年経過以後、解約返戻金は基本保険金額を上限に増加しますので、

趣味

住宅リフォーム

老後の備え

などにもご活用いただけます。一部解約(減額)も可能です

● 一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、ご契約基準日の保険料積立金額から増減します。そのため、解約返戻金額が、一時払保険料や解約返戻金をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

● 為替レートの変動により、解約返戻金を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や解約返戻金をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

(*)5 契約応当日直前に解約した場合です。(*)6 契約応当日に解約した場合です。(*)7 契約年齢49歳以下の場合、第1保険期間は10年間、第2保険期間は5年間となります。

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を 「付加しない場合」と「付加した場合」の違い

しくみ図(イメージ)

ご契約例	契約年齢	性別	払込通貨	払込金額	指定通貨	一時払保険料
	60歳	女性	円貨	1000万円	米ドル	100,000米ドル ^(※1)

(※1) 保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を100円としています。

第1保険期間の死亡保険金額の例 死亡保険金を円貨で受け取る場合

第1保険期間の死亡保険金額 ^(※2)		100,000米ドル		
死亡保険金を円貨で受け取る場合の為替レート(TTM-50銭)		80円 ← 円高	100円	円安 → 120円
死亡保険金の円換算額	付加しない場合	800万円	1000万円	1200万円
	付加した場合	1000万円 ^(※3)	1000万円	1200万円

1000万円が最低保証されます

1200万円をお支払いします

(※2) 解約返戻金額や保険料積立金額が死亡保険金額欄の金額を超える場合は解約返戻金相当額もしくは保険料積立金相当額が死亡保険金額となります。

(※3) (災害)死亡保険金の支払額として最低保証する金額

基本保険金額の差額

予定利率	①付加しない場合	②付加した場合	差額(②-①)
4.0%	237,900米ドル	236,760米ドル	-1,140米ドル
3.5%	209,790米ドル	208,780米ドル	-1,010米ドル
3.0%	184,500米ドル	183,600米ドル	-900米ドル
2.5%	161,800米ドル	161,010米ドル	-790米ドル
2.0%	141,510米ドル	140,820米ドル	-690米ドル

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合、第1保険期間中については、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。そのため、本特約を付加しない場合に比べて、**基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。**

- ご契約には契約日時点の予定利率が適用されますので、記載のご契約例とは異なる場合があります。死亡保険金、解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。
- 第2保険期間および第3保険期間の死亡保険金のお支払いについて、基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。
- 金利情勢や被保険者の年齢によっては本特約をお取り扱いできない場合があります。
- 本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。

将来の介護リスクに備えることもできます。

所定の要介護状態になられたとき、**「重度介護前払保険金^(※1)」**をお受け取りいただくことも選択できます。

- 「重度介護前払特約」を付加することで、第2保険期間または第3保険期間に、被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当した場合、ご請求により、将来の死亡保険金の全部または一部^(※2)にかえて「重度介護前払保険金」を被保険者にお支払いします^(※3)。
- 「重度介護前払保険金」は、請求額(特約基準保険金額)から所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または請求額(特約基準保険金額)に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。
- 「重度介護前払保険金」をお支払い後、すぐに被保険者がお亡くなりになった場合も、既に差し引いた住友生命所定の利息はご返金できません。
- 「重度介護前払特約」の付加は、被保険者おひとりにつき1契約に限ります。

(※1) 円建終身保険へ変更した後は円貨で支払います。

(※2) 死亡保険金の一部にかえて支払った場合には、残りの基本保険金額の範囲内で重度介護前払保険金を再度請求できます。請求額は通算3000万円(請求額を指定通貨で定める場合、住友生命所定の為替レートで円換算した金額)を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。

(※3) 重度介護前払保険金は被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。

詳細 ▶ 詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の契約概要「6 付加できる特約等」をご確認ください。

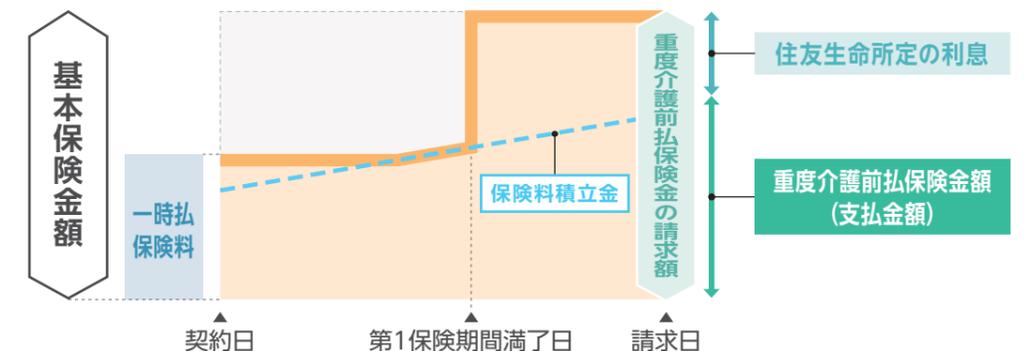


● 本特約の付加は、被保険者おひとりにつき1契約に限ります。

しくみ図(イメージ)

ご契約例	契約年齢	性別	指定通貨	一時払保険料	予定利率 ^(※4)	基本保険金額
	50歳	女性	米ドル	100,000米ドル	3.0%	222,260米ドル

(※4) 予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。



基本保険金額と同額を請求された場合

契約年齢	請求時の年齢 ^(※5)	請求時の死亡保険金額(基本保険金額)	重度介護前払保険金の請求額		(ご参考) 請求時の解約返戻金額 ^(※7)
			重度介護前払保険金額(支払金額)	住友生命所定の利息 ^(※6)	
50歳	65歳	222,260米ドル	146,506米ドル	75,754米ドル	129,866米ドル
	80歳	222,260米ドル	181,252米ドル	41,008米ドル	170,495米ドル

※初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しています。

※「住友生命所定の利息」は1米ドル未満を切り上げ、「請求時の死亡保険金額」「重度介護前払保険金額(支払金額)」「請求時の解約返戻金額」は1米ドル未満を切り捨てて記載しています。

(※5) 請求日時点の被保険者の契約上の年齢を用います。

(※6) 住友生命所定の利息は、ご契約の予定利率および性別・請求時年齢により計算されます。このため、実際の支払金額は契約日時点の予定利率により異なります。

(※7) 65歳の解約返戻金額は契約当日に解約した場合、80歳の解約返戻金額は契約当日直前に解約した場合です。解約返戻金額が支払金額をこえる場合、解約返戻金相当額を支払います。

死亡保険金額・解約返戻金額を円建で確定させることもできます。

目標到達時円建終身保険変更特約

解約返戻金の円換算額が
あらかじめ設定した目標額に到達した際に、
自動的に円建終身保険に変更します。

- 契約日の1年後の契約応当日から第2保険期間満了日までの各日において、解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が目標額に到達^(※1)した場合、解約返戻金の円換算額^(※2)を原資として、到達日の翌日に円建終身保険へ自動的に変更します。
- 契約時に目標額(下表を参照)を設定できます。また、目標額を設定しないこともできます(この場合でも、契約時に本特約が付加されます)。
- 契約締結後にも目標額の設定・変更、設定の解除を行うことができます。
- 第1保険期間および第2保険期間中に円建終身保険に変更するため、原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整を適用します。

目標額として設定できる金額
基準金額 × 110%~200% (10%刻み)

(※1) 住友生命の営業日かつ住友生命が指標として指定する金融機関の営業日に目標額到達の判定を行います。ただし、住友生命が指標として指定する金融機関が休業日の場合や、その営業日においてTTS・TTBを公示していなかった場合には、その日における目標額到達の判定を行いません。

(※2) 到達日時時点の解約返戻金の円換算額とします。

詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の契約概要「6 付加できる特約等」をご確認ください。

円建終身保険変更制度

契約者からお申し出いただくことにより、
指定通貨建の死亡保障から
円建の死亡保障へ変更できます。

- 第2保険期間または第3保険期間に、契約者のお申し出により、変更申出日^(※3)の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を原資として円建終身保険へ変更します。
- 第2保険期間中に円建終身保険に変更する場合、原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整を適用します。

(※3) 住友生命が定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)をいいます。

詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の契約概要「6 付加できる特約等」をご確認ください。

解約返戻金の円換算額はスミセイダイレクトサービスでご確認いただけます。 詳細はP13~15



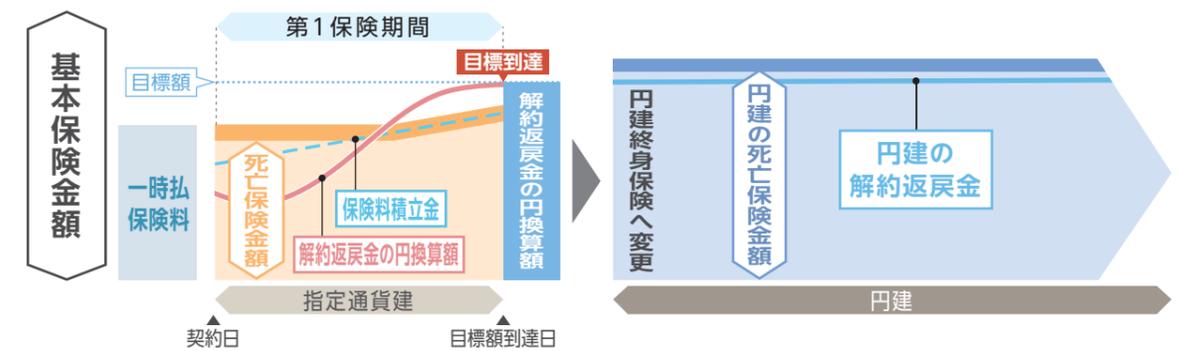
- 市場金利や為替レートの変動によっては、目標額に到達せず、円建終身保険に変更しない場合があります。
- 目標到達時円建終身保険変更特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。
- 円建終身保険変更後の死亡保険金額は、到達日または変更申出日における解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を基準として、変更日時時点の被保険者の年齢および計算基礎率(円建終身保険の予定利率等)に基づいて計算します。
- 変更後の死亡保険金額は、変更前の死亡保険金の円換算額を下回ることがあります。
- 円建終身保険へ変更後、指定通貨建終身保険へ再度変更することはできません。

目標到達時円建終身保険変更特約

第1保険期間中に目標額に到達した場合

※目標額は変更できます。
※契約日の1年後の契約応当日から判定します。

しくみ図(イメージ)



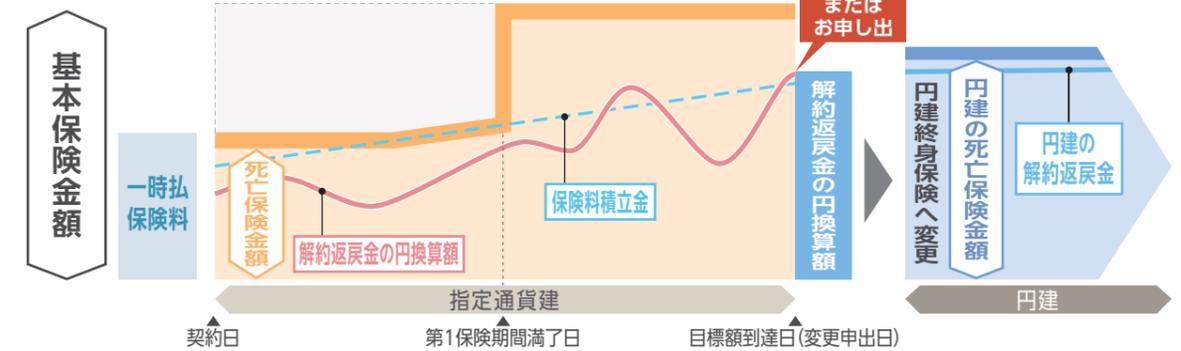
目標到達時円建終身保険変更特約 円建終身保険変更制度

第2保険期間中に目標額に到達した場合

※目標額は変更できます。

第2保険期間中に円建終身保険への変更をお申し出いただいた場合

しくみ図(イメージ)



円建終身保険に変更する場合、死亡保険金額の上限があります。

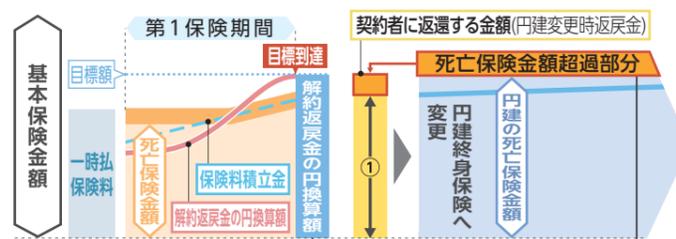
円建終身保険変更後の死亡保険金額は、到達日または変更申出日における解約返戻金の円換算額を基準として計算します。

ただし、変更後の死亡保険金額は、変更前の死亡保険金額を到達日または変更申出日の住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を上限とします。そのため、計算した変更後の死亡保険金額がその上限を上回る場合、契約者に返還金(円建変更時返戻金)が発生します。

返還する金額は、上限を上回る部分に対応する解約返戻金の円換算額となります。
変更直後の解約返戻金額はイメージ図①の部分となります。

<円建変更時返戻金が発生する場合:しくみ図(イメージ)>

第1保険期間中に目標額に到達した場合



この金額をもとに円建終身保険へ変更後の死亡保険金額を計算し、保険金額の上限の判定を行います。

変更後の死亡保険金額には上限があり、それを上回る部分に対応する解約返戻金額を契約者に返還します。

スミセイダイレクトサービスについて

ご利用登録は次ページへ

ご利用登録のうえ、便利な機能をご活用ください。

1 ご契約内容照会サービス

解約返戻金額等をご確認いただけます



お客さまご自身で**ご契約内容等をご確認**いただけます。

※円換算額については、照会日における住友生命所定の為替レートに基づいた金額です。為替レートの反映時刻は下記時刻となります。ただし掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

米ドル 午前10時00分頃

豪ドル 午前10時40分頃

2 メールお知らせサービス

※メールアドレスのご登録が必要です。

解約返戻金の円換算額の増減をメールでお知らせいたします



ご契約から6か月経過以後、**解約返戻金の円換算額^(※1)が基準金額から10%ごと増加、減少する**つど、ご登録いただいたメールアドレスあてにお知らせいたします。

(※1) 住友生命所定の為替レート(TTM-50銭)により円換算した金額

3 各種お手続きサービス

各種お手続きが可能です



以下のお手続きが簡単にできます。

- お客さま情報(住所・電話番号・メールアドレス等)の変更のお手続き
- 各種お手続き書類(名義変更、証券再発行等)のご請求

4 ネット・電話による即日解約サービス

インターネットや電話での即日解約が可能です



インターネットや電話で解約のご請求を行っていただけます。

解約返戻金は円貨で、請求日時点の解約返戻金の円換算額^(※2)をご指定の口座に送金^(※3)します。

(※2) 住友生命所定の為替レートにより円換算した金額

(※3) 請求日の3~4営業日後に特定取引用口座に送金します。

ネット解約サービス・電話解約サービスのご利用にあたって

STEP1

「ふるはーとJロードグローバル」の申込み時に「スミセイダイレクトサービス特定取引用口座・特定取引用暗証番号登録・変更申込書」をご提出いただく必要があります。

※「ふるはーとJロードグローバル」の申込み後に本サービスをご利用されたい場合は後日、コールセンターにお問い合わせください。

STEP2

インターネットや電話での解約のご請求にあたっては、上記の書類のご提出に合わせて、「スミセイダイレクトサービス」のご利用登録も必要となります。「スミセイダイレクトサービス」のご利用登録方法についてはP15をご参照ください。

- 支払金額が3000万円以下^(※4)の場合に限り取り扱います。
- 送金用口座は円貨口座のみ指定できます(外貨での受け取りはできません)。
- 解約請求の受付時間は指定通貨を問わず、平日の以下の時間で受け付けます。なお、為替レートが未確定の場合は、受付時間中であってもご請求ができません。

インターネットの場合

(平日)午前11時~午後11時45分

電話の場合

(平日)午前11時~午後6時

(※4) 請求日時点の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が3000万円以下である必要があります。

スミセイダイレクトサービスの ご利用登録について

「ふるはーと」ロードグローバル]をご契約いただくと**保険証券にパスワード登録方法のご案内を同封して送付**します。また、**保険証券とは別に登録用の仮パスワードが記載されたハガキを送付**します。以下の手順に沿ってご希望のパスワードを登録後、スミセイダイレクトサービスをご利用ください。

準備

住友生命

<http://www.sumitomolife.co.jp>

保険証券(証券番号)と仮パスワードのご案内を準備し、右記ホームページへアクセス

登録手順

- 1

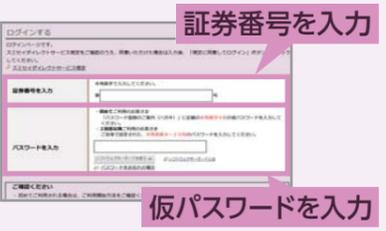
「スミセイダイレクトサービス ログイン」ボタンをクリック


- 2

「ログイン画面へ」ボタンをクリック


- 3

「証券番号」と「仮パスワード」を入力


- 4

画面にしたがってご希望のパスワードを登録



※画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。

スミセイダイレクトサービスのご利用開始

※スミセイダイレクトサービスの内容について記載したスミセイダイレクトサービス規定は住友生命ホームページにてご案内しておりますので、ご確認ください。
 ※スミセイダイレクトサービスへのお申込みをご希望されない場合は、保険契約申込書のスミセイダイレクトサービス欄の「利用しない」に○印を付けてください。
 ※満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。
 ※満20歳未満の契約者は親権者の同意が必要となります。

生命保険ならではの機能で、 ご家族へスムーズにのこすことができます。

スムーズに現金化できます。

生命保険なら、原則遺産分割協議(遺産分割にかかる相続人同士の話し合い)の対象外^(*)となり、(災害)死亡保険金は受取人からの請求手続きにより原則5営業日以内にお支払いします^(**)。そのため、**スムーズに現金化できる資金の準備をしておくことが可能です。**

(*)生命保険金は、受取人固有の財産であり遺産分割協議の対象外とされています。ただし、相続人の中で著しい不公平が生じる場合には、他の相続財産の遺産分割協議に影響する場合があります。
 (**)完備された請求書類が住友生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。ただし、死亡保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合はこの限りではありません。

のこしたいひとにのこせます。

遺言がない場合の遺産分割方法は相続人全員による話し合いで決められるため、**のこす側の想いが反映されない可能性があります。**
生命保険なら、あらかじめ死亡保険金受取人を指定しておくことが可能です。

〈本商品の死亡保険金受取人の指定可能範囲〉

被保険者からみた続柄が「配偶者」または「三親等以内の親族」



※上記は受取人の指定可能範囲ですが、相続税の非課税枠が適用可能となる相続人の範囲とは異なります。

生命保険金の相続税非課税枠をご活用いただけます。

相続財産が一定額以上の場合には相続税が課されます。

生命保険なら、生命保険金に一定の相続税非課税枠があり相続税を軽減することが可能です。

非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数 ※保険金受取人が相続人である場合に非課税枠が使用できます(相続人以外が受け取る場合は使用できません)。

●記載の内容は2019年5月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等専門家にご相談・ご確認ください。

ご利用時間 【月～土曜日】午前8時～午後11時45分 【日曜日】午前8時～午後8時(祝日・12/31～1/3を除く)

ご利用開始手続き完了後、**ネット・電話による即日解約サービス**等の便利なサービスをご利用いただけます。

その他のお取扱い

住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

保険料円貨払込特約／保険料指定外通貨払込特約

- 一時払保険料を指定通貨にかえて円貨または指定通貨以外の外貨^(*)でお払い込みいただけます。
- 払い込まれた金額を住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レートにより指定通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。
- 募集代理店によっては、これらの特約を取り扱わないことがあります。
- 複数通貨でのお払込みはできません。

指定代理請求特約

- 被保険者が受取人となる次の保険金などについて、受取人が請求できない住友生命所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金などを請求することができます。
・重度介護前払保険金^(*)・配当金(契約者と被保険者が同一人である場合)
- 請求時における被保険者と指定代理請求人の関係が住友生命所定の範囲内であることが必要です。

円貨支払制度

- 契約者または保険金の受取人からのお申し出により、死亡保険金、災害死亡保険金、解約返戻金、重度介護前払保険金^(*)等を換算基準日^(*)の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします。

- (*)1 指定通貨が米ドルの場合は豪ドルによるお払込みを、指定通貨が豪ドルの場合は米ドルによるお払込みを取り扱います。
(*)2 重度介護前払特約を付加された場合
(*)3 書類でご請求いただいた場合は住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)をいいます(スミセイダイレクトサービスで解約のご請求の場合は、ご請求いただいた当日とします)。
また、住友生命が指定する金融機関が休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
- 詳細** 住友生命所定の為替レートの詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」の「当社所定の為替レート」をご確認ください。

税務のお取扱い



記載の内容は2019年5月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等専門家にご相談・ご確認ください。

本商品の税務のお取扱い

この保険は日本国内において締結される生命保険契約であることから、税制上のお取扱いについては外貨を円換算したうえで、円建の生命保険と同様に取り扱います。

	円換算日	換算時の為替レート ^(*)
一時払保険料	保険料領収日	円換算日 ^(*) 最終のTTM
解約返戻金	解約返戻金計算基準日	円換算日 ^(*) 最終のTTM
(災害)死亡保険金	所得税(一時所得)の対象となる場合	被保険者の死亡日
	相続税・贈与税の対象となる場合	被保険者の死亡日

- (*)1 住友生命が指標として指定する金融機関が公示する為替レートとします。
(*)2 住友生命が指定する金融機関が休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。
※一時払保険料を円貨で払い込む場合は、円貨払込額となり、また、指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合は、指定外通貨(米ドルまたは豪ドル)払込額を円換算した金額となります。
※解約返戻金・(災害)死亡保険金を円貨で受け取る場合や円建終身保険へ変更した後に保険金等を受け取る場合は、円貨で受け取った金額となります。
・TTS(対顧客電信売相場)：お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)する際に適用される一般的な為替レートです。
・TTB(対顧客電信買相場)：お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)する際に適用される一般的な為替レートです。
・TTM(対顧客電信売相場仲値)：TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。

お払い込みいただいた保険料のお取扱い

お払い込みいただいた保険料は、その年の「一般生命保険料控除」の対象となります。

保険金受取時のお取扱い

(災害)死亡保険金を受け取った場合の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
Aさん	Aさん	Bさん	相続税
Aさん	Bさん	Aさん	所得税(一時所得 ^(*)) + 住民税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税

重度介護前払保険金を受け取った場合の課税

- 重度介護前払保険金は、被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。
- 被保険者が亡くなった時点で既に受け取った保険金の残額がある場合には、被保険者の相続財産となり、相続税の課税対象となります。

終身保障の全部または一部にかえて一時金化(解約または減額)した場合のお取扱い

- 契約者が受け取る解約返戻金に対して所得税(一時所得^(*)) + 住民税が課税されます。

(*)3 一時所得の課税対象額 = {収入[解約返戻金または(災害)死亡保険金額] - 必要経費[一時払保険料]} - 特別控除 × 1/2
特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。
※減額時には、減額時に受け取る解約返戻金の円換算額から必要経費(一時払保険料の円換算額から既に受け取った解約返戻金等を差し引いた金額)を差し引いた金額に所得税(一時所得)が課税されます(受け取る金額が必要経費を下回る場合は、課税が発生しません)。
なお、円建変更時返戻金を受け取った場合も同様のお取り扱いとなります。

参照 円建変更時返戻金について詳細はP12をご覧ください。

必ずご確認ください。

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

ご契約時にかかる費用^(※1) 一時払保険料に4%を乗じた金額を上限として、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から差し引きます。

(※1)この費用は、予定利率、被保険者の年齢によって異なりますので表示しておりません。

ご契約後にかかる費用^(※2) 死亡保障やご契約の維持に必要な費用は、保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。

初期死亡時円換算支払額 最低保証特約を付加した場合	第1保険期間中については、上記費用に加えて、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。
重度介護前払保険金を 請求した場合	所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(ご請求額)から差し引きます。

(※2)これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢、性別、経過期間、指定通貨等によって異なりますので表示しておりません。

通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート ^(※3)
保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 ^(※4)	TTM ^(※5) - 50銭
円建終身保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM ^(※5) + 50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM ^(※5) + 25銭 ÷ 払込通貨のTTM ^(※5) - 25銭

(※3)2019年5月現在のものです。今後変更することがあります。

(※4)初期死亡時円換算支払額最低保証特約により、基準金額と同額を受け取る場合を除きます。

(※5)TTM(対顧客電信売相場)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。
なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規ご契約のお取扱いができないことがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)でお払い込みいただく際や、保険金・解約返戻金等を指定通貨でお受け取りになる際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、第1保険期間および第2保険期間(ご契約当初15年間)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。そのため、**解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替レートの変動により損失が発生する可能性があります。

保険金・解約返戻金等を円貨でお受け取りいただく場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、受取時または変更時の為替レートを適用します。そのため、**為替レートの変動により、保険金・解約返戻金等を受取時または変更時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**また、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等に交換された場合、もとのお手持ち資金を下回ることがあります。

ご契約諸基準

契約年齢と 第1保険期間・ 第2保険期間・ 第3保険期間	契約年齢 ^(※1)	40歳~49歳	50歳~90歳 ^(※2)
	第1保険期間	10年	5年
第2保険期間	5年	10年	
第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日以後終身		
一時払保険料の取扱単位 ^(※3)	米ドル:100米ドル単位 豪ドル:100豪ドル単位 円貨:1万円単位		
最低一時払保険料 ^(※3)	米ドル:10,000米ドル 豪ドル:10,000豪ドル 円貨:100万円		
最高一時払保険料 ^{(※4)(※5)}	契約年齢 ^(※1)	40歳~49歳	50歳~90歳 ^(※2)
	最高一時払保険料	7000万円	3億円
最高保険金額 ^{(※5)(※6)}	5億円		
通算引受保険金額 ^(※7)	住友生命の商品について、同一被保険者がお申し込みいただける保険金額の上限は下表のとおりです。		
	2年以内にご加入いただいた 全てのご契約の保険金額を通算して 被保険者おひとりにつき 5億円 以内	全てのご契約の保険金額を通算して 被保険者おひとりにつき 7億円 以内	
保険料払込方法	一時払いのみ		
告知	職業のみの告知		
保険期間	終身		

(※1)契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。

(※2)初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加する場合、80歳までのお取扱いとなります。金利情勢や被保険者の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。

(※3)払込通貨で判定します。

(※4)最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて一時払保険料を円換算した金額(払込通貨が円貨の場合は円貨払込額)にて判定します。

(※5)同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、上記金額までご加入いただけない場合があります。

(※6)最高保険金額の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて基本保険金額を円換算した金額にて判定します。また、最高一時払保険料の基準を満たした場合であっても、最高保険金額を超過する場合にはご加入いただけません。

(※7)通算引受保険金額の判定に用いる保険金額は商品ごとに異なります。本商品については、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて基本保険金額を円換算した金額にて判定します。

